

業務用冷凍空調機器冷媒フロン類取扱技術者制度規程

(第一種)

運営要領

第1章 総 則

(総則)

第1条 この業務用冷凍空調機器冷媒フロン類取扱技術者制度規程（第一種）運営要領（以下「運営要領」という）は、業務用冷凍空調機器冷媒フロン類取扱技術者制度規程（以下「規程」という）に基づき、第一種冷媒フロン類取扱技術者講習及び当該技術者の事務処理及び手続きについて必要事項を定める。

(定義)

第2条 この運営要領で「講習」とは、講義及び修了考査をいう。

第2章 様 式

(様式)

第3条 講習を実施するにあたり、規程及び本運営要領に定める様式は以下のとおり。

- (1) 規程第14条第1項(1)に規定する「実務経歴書」(様式1)
- (2) 規程第14条第1項(3)に規定する「受講願書」(様式2)
- (3) 規程第23条に規定する「第一種冷媒フロン類取扱技術者証」(様式3)
- (4) 規程第16条に規定する「受講票」(様式4)
- (5) 第12条第1項に規定する「再受講願書」(様式5)
- (6) 第12条第2項に規定する「再受講票」(様式6)
- (7) 第20条に規定する「修了考査試験結果通知書」(様式7)
- (8) 第22条第3項に規定する「技術者証再交付申請書」(様式8)
- (9) 第23条に規定する「登録内容変更申請書」(様式9)
- (10) 規程第26条に規定する「更新申請書」(様式10)
- (11) 第25条第1項に規定する「更新講習受講票」(様式11)
- (12) 第27条第4項に規定する「更新講習受講証明申請書」(様式12)

第3章 講習の実施方法等

(講習の日程及び公示方法)

第4条 講習の日程及び公示方法については、日設連のホームページ、機関誌「冷凍空調設備」等に掲載するものとする。

(講習の実施計画)

第5条 講習の開催は、主催は日設連とし、共催として日設連を構成する団体（以下「構成団体」という）及び一般社団法人日本冷凍空調工業会（以下「日冷工」という）会員企業が実施する。

2 構成団体が共催として講習を実施する場合は、公共施設等を利用して実施する。

- 3 日冷工会員企業が共催として講習を実施する場合は、公共施設等を利用するか当該企業の研修施設を使用して実施する。

第4章 講習の申込等

（講習の申込み）

第6条 講習の申し込みに当たり、申込者は、規程第14条に規定する書類及び身分を証明する書面等を添付し、提出するものとする。

（受講審査等）

第7条 前条により受講の申込みのあった者に対し、次に掲げる基準に適合する者の受講を認める。

- （1）受講の申込者が規程第13条第1項の規定に該当する者であること。
 - （2）前条に規定する必要な書類の提出及び適切に記載されていること。
 - （3）第8条に規定する受講料が払い込まれていること。
- 2 前項の審査は、願書及び添付書類により行う。
- 3 願書又は添付書類に不備を認めたときは補正を求め、補正できないとき又は受講の資格を有すると認められないときは、理由を付して、願書その他の書類と受講料を返還する。
- 4 第1項の規定により受講が認められ、かつ受講料の納入が確認されたときは、受講者に対し試験会場、集合場所及び受験番号を記載した受講票を交付する。
- 5 受講票を交付すると同時に、原則、講習で使用するテキストを送付する。
- 6 受講者は、受講票を携行し、テキストを持参しなければならない。

（受講料）

第8条 受講料の額は23,800円（税別）とする。

- 2 受講料の収納方法については、指定する口座に払い込みするものとする。
- 3 既納の受講料は、原則として次に掲げる場合を除き、返還しないものとする。
- （1）前条の審査の結果、受講資格を満たさないと認められたとき
 - （2）日設連又は共催者の責に帰すべき事由により講習を受けることが出来なかったとき
 - （3）受講者の責によらない事由により講習を受けることが出来なかったとき
 - （4）受講申込み後、講習の実施日の3日前までに受講の取り消しの申し出があったとき
- ただし、返還する場合は、受講料から所要の手数料を差し引いた額とする。

（受講料の返還）

第9条 前条第3項に規定する受講料の返還に伴う手数料は以下に規定する。

- （1）前条第3項（1）の場合は、審査手数料2,000円（税別）と返還に係る費用
- （2）前条第3項（2）の場合は、0円
- （3）前条第3項（3）及び（4）の場合は、受講票交付以前においては、（1）の金額。受講票交付後においては、4,900（税別）と返還に係る費用

（受講票の携行）

第10条 講習を受講する者は、講習当日、必ず受講票を携行しなければならない。忘れた場合は、

受講できない場合がある。

2 再受講する者は、前項の規定を準用する。

（講習事務の業務）

第 11 条 第 5 条第 1 項に規定する主催者、共催者が実施する講習会の事務については、別途定める。

第 5 章 再受講等

（再受講手続き）

第 12 条 規程第 22 条の規定により再受講する者は、実務経歴書（様式 1）・再受講願書（様式 5）・再受講票（様式 6）に第 20 条に規定する修了考查試験結果通知書（様式 7）の写し及び身分を証明する書面等を添付し、提出するものとする。

2 前項の書類に不備がなく、かつ再受講料の納入が確認されたときは、再受講者に対し試験会場、集合場所及び受講番号を記載した再受講票を交付する。

3 再受講者は、再受講票を携行しなければならない。

（再受講料）

第 13 条 再受講料の額は 11,400 円（税別）とする。

2 再受講料の収納方法については、指定する口座に払い込みするものとする。

3 既納の再受講料は、原則として次に掲げる場合を除き、返還しないものとする。

（1）日設連又は共催者の責に帰すべき事由により講習を受けることが出来なかったとき

（2）受講者の責によらない事由により講習を受けることが出来なかったとき

（3）受講申込み後、講習の実施日の 3 日前までに受講の取り消しの申し出があったとき
ただし、返還する場合は、再受講料から所要の手数料を差し引いた額とする。

（再受講料の返還）

第 14 条 前条第 3 項に規定する再受講料の返還に伴う手数料は以下に規定する。

（1）前条第 3 項（1）の場合は、0 円

（2）前条第 3 項（2）及び（3）の場合は、再受講票交付以前においては、返還に係る費用。再受講票交付後においては、2,900 円（税別）と返還に係る費用。

第 6 章 冷媒フロン類取扱技術者講習認定委員会等

（講習認定委員会の業務）

第 15 条 講習認定委員会の業務は、規程に規定しているものの他、次に掲げるものとする。

（1）講習及び更新講習の実施計画の作成

（2）テキスト及び講義要綱の作成

（2）試験問題及び採点基準の決定

（3）試験合否の決定及び合否の判定

（4）講師の選任

（5）その他登録講習の実施に関する基本的事項についての検討及び決定

（講習認定委員の委嘱等）

第 16 条 講習認定委員は、会長が委嘱する。

- 2 委員長は、講習認定委員の互選により選任する。
- 3 委員長は、講習認定委員会の職務を統括する。
- 4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した講習認定委員が、その職務を代理する。

（講習認定委員の任期）

第 17 条 講習認定委員の任期は、2 年とし、再任できるものとする。ただし、講習認定委員が欠けた場合における補欠の講習認定委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（講習認定委員の解任）

第 18 条 会長は、講習認定委員が次に該当する場合、任期中であっても解任することができるものとする。

- （1）心身の故障のため職務に耐えられないと認められたとき。
- （2）職務の遂行に適性を欠くと認められたとき。
- （3）委員から辞任の申し出があったとき

（講習認定委員会会議及び議決）

第 19 条 講習認定委員の招集は、委員長が召集し、会議の議長となる。

- 2 会長が必要と認める場合は、委員長に委員を招集させることができるものとする。
- 3 議決事項については、講習認定委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 4 会議は、講習認定委員の過半数が出席しなければこれを開き議決することができない。

第 7 章 講習の合否

（合否の通知）

第 20 条 合否の判定結果は、修了考査試験結果通知書（様式 7）により本人に通知する。

（不正手段による受講者に対する措置）

第 21 条 会長は、不正手段によって講習を受けようとし、又は受けた者に対しては、その受講を停止し、若しくは合格の決定を取り消すものとする。

第 8 章 技術者証の交付等

（第一種冷媒フロン類取扱技術者証の交付及び再交付）

第 22 条 規程第 23 条の規定により、第一種冷媒フロン類取扱技術者証（以下「技術者証」という）を交付する。

- 2 技術者証に次の各号が生じた場合には、申請者の申請により技術者証の再交付をすることができる。

（１）氏名を変更したとき

（２）技術者証を亡失や汚損、破損したとき

３ 第一種冷媒フロン類取扱技術者は、技術者証を前項の理由により再交付を申請する場合は、その理由を記載した技術者証再交付申請書を会長に提出し、技術者証の再交付を受けるものとする。

４ 技術者証の再交付申請料は、４,８００円（税別）とする。

（内容の変更）

第 23 条 技術者証及び提出した願書の記載内容に変更がある場合は、速やかに「登録内容変更申請書」（様式 9）により日設連事務局まで届出するものとする。

第 9 章 技術者証の有効期限等

（有効期限）

第 24 条 技術者証の有効期限は、交付した日から 5 年間とする。ただし、技術者証の初回交付の有効期限は、技術者証交付の日から 5 年経過後の 6 月 30 日（技術者証交付の日が 1 月 1 日から 6 月 30 日の場合）または 12 月 31 日（技術者証交付の日が 7 月 1 日から 12 月 31 日の場合）までとする。この有効期限は、技術者証の表面に記載するものとする。

２ 第一種冷媒フロン類取扱技術者は、規程第 25 条に規定する更新講習を受講し、技術者証の有効期限を 5 年間延長することができる。

第 10 章 更新等

（更新講習の日程及び公示方法）

第 25 条 更新講習の日程及び公示方法については、第 4 条の規定を準用する。ただし、「講習」とあるのは「更新講習」と読み替えるものとする。

（更新講習の実施計画）

第 26 条 更新講習の開催は、第 5 条の規定を準用する。ただし、「講習」とあるのは「更新講習」と読み替えるものとする。

（更新手続き）

第 27 条 規程第 25 条の規定により、更新講習を受講する者は、WEB 申請（インターネット申請）又は書面申請（更新申請書（様式 10）・更新講習受講票（様式 11）に第一種冷媒フロン類取扱技術者証（写）及び身分を証明する書面等を添付し送付）により申請する。

２ 前項の書類に不備がなく、かつ更新申請料の納入が確認されたときは、受講者に対し試験会場、集合場所及び受講番号を記載した更新講習受講票を交付する。

３ 受講者は、更新講習受講の際に、更新講習受講票を携行し、現に所有している技術者証を持参しなければならない。

４ 第一種冷媒フロン類取扱技術者証を紛失している場合、更新講習を受講するための証明として、更新講習受講証明書を交付する。ただし、書面申請の場合、更新講習受講証明申請書（様

式 12) を日設連事務局まで届出するものとする。

（更新申請料）

第 28 条 更新申請料は、15,000 円（税別）とし、規程第 28 条の規定により特例で更新する場合の更新申請料は、以下とする。

- （1）規程第 28 条第 1 項の規定により更新申請をする場合は、18,000 円（税別）とする。
 - （2）規程第 28 条第 2 項の規定により更新申請をする場合は、15,000 円（税別）とする。
 - 2 更新申請料の収納方法については、指定する口座に払い込みするものとする。
 - 3 既納の更新申請料は、原則として次に掲げる場合を除き、返還しないものとする。
 - （1）日設連又は共催者の責に帰すべき事由により更新講習を受けることが出来なかったとき
 - （2）受講者の責によらない事由により更新講習を受けることが出来なかったとき
 - （3）受講申込み後、更新講習の実施日の 3 日前までに受講の取り消しの申し出があったとき
- ただし、返還する場合は、更新申請料から所要の手数料を差し引いた額とする。

（更新申請料の返還）

第 29 条 前条第 3 項に規定する更新申請料の返還に伴う手数料は以下に規定する。

- （1）前条第 3 項（1）の場合は、0 円
- （2）前条第 3 項（2）及び（3）の場合は、更新講習受講票交付以前においては、返還に係る費用。更新講習受講票交付後においては、2,900 円（税別）と返還に係る費用。

（更新の特例）

第 30 条 規程第 28 条第 2 項に規定するやむを得ない理由は、技術者証の有効期限の 1 年前から有効期限までの期間内に、次の各号に掲げるいずれかの事案があった場合とする。

- （1）6 ヶ月以上の海外出張
 - （2）6 ヶ月以上の病気やけがによる入院
 - （3）その他やむを得ない理由
- 2 前項に規定する理由で更新申請ができない場合は、その理由を証明する書面を日設連事務局まで届出するものとする。前項（3）の場合は、その都度第 15 条に規定する講習認定委員会にて更新の可否を判断する。
- 3 第 1 項の規定により新たに交付される技術者証の有効期限は、現に所有する技術者証の有効期限より 5 年間とする。

第 11 章 秘密の保持

（秘密の保持）

第 31 条 講習及び更新講習に携わる全ての者は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。

第 12 章 講習に関する書類

（書類の保存）

第32条 会長は、講習及び更新講習に関する次の各号に掲げる書類を、講習及び更新講習を実施した日から3年間保存しなければならない。

- （1）願書又は更新申請書及びその添付書類
- （2）終了した講習及び更新講習の試験問題及び答案用紙

第13章 雑則

（運営要領の改廃）

第33条 本運営要領の改廃は、冷媒フロン類取扱技術者講習認定委員会の承認を得て行う。

（講習事務の細目）

第34条 講習事務の実施に必要な細目は、別に定める。

附 則

1. この規程は、平成22年11月18日から施行する。
2. 平成23年9月30日までは、第5条の規定に関わらず、日設連主催で開催する。
3. この規程は、平成26年4月1日から施行する。
4. この規程は、平成27年9月1日から施行する。
5. この規程は、平成30年3月22日から施行する。
6. この規程は、平成31年4月1日から施行する。
7. この規程は、令和2年6月24日から施行する。
8. この規程は、令和5年10月1日から施行する。

(様式1)

業務用冷凍空調機器・設備の保守サービス等

実 務 経 歴 書

(第一種冷媒フロン類取扱技術者)

受講申請者の業務用冷凍空調機器・設備の保守サービス等の実務経験について相違ないことを証明します。

年 月 日

証明者

所在地	〒	—
事業所名		
役職名		
氏名		
連絡先		

※証明者は、所属企業の代表者または事業所の責任者、部長等の責任のある立場の方

受講申請者

氏名		生年月日 (西暦)	年 月 日生
勤務先名		証明者との関係	
冷凍空調機器・設備の保守サービス実務経験年数	年 月	※左記実務経験は3年以上ないと受講できません。 ※左記実務経験に、【7. 別表】の訓練施設で、技能照査に合格かつ職業訓練を修了した者は、訓練年月(1年又は2年)を経験年数に含むことができる。 ※⑤ウに該当する者は、保守サービスの実務経験は不要とする。	
冷凍空調機器の製造・品質管理業務年数	年 月	※左記は受講資格が⑤ウの「高圧ガス製造保安責任者(甲種、乙種、丙種化学又は機械)」で受講する方のみご記入下さい。 ※左記の業務年数は5年以上ないと受講できません。	

証明者と受講申請者が同一の場合にのみ、この誓約書欄に署名・押印して下さい。 ※本人自署の場合は押印不要

この業務経歴書の記載内容が事実と異なる場合は、登録を取り消されても異存がないことを誓約します。	
氏 名	Ⓜ

当該書面に記載された事項は、第一種冷媒フロン類取扱技術者講習の受講・受験に関わる通知、ホームページへの公表(技術者証番号、氏名、会社名、会社所在地都道府県名、有効期限)、更新関係の通知、その他運営上必要な情報管理等以外には本人の承諾なしでは利用いたしません。

業務用冷凍空調機器
第一種冷媒フロン類取扱技術者講習
受講願 書

一般社団法人 日本冷凍空調設備工業連合会 殿

標記講習を受講したいので、関係書類を添えて下記のとおり申し込みます。

ホームページの技術者名簿への掲載

☐希望する ☐希望しない

上記、☐に必ずチェックを入れてください。

公表内容は技術者証番号、氏名、会社名、会社所在地都道府県名、有効期限です。

写真貼付欄
(カラー写真)

タテ3×ヨコ2.4cm
1枚貼付
裏面に氏名記入

撮影
年 月
日

申込日： 年 月 日

受講希望会場	会場名：第 回 会場〔受講日 年 月 日〕
--------	-----------------------

フリガナ		性別	☐ 男	生年 月 日	西暦 年 月 日
氏名			☐ 女		

現住所	〒				
	電話 ()		FAX ()		
	E-mail				

フリガナ			
勤務先名			
部署名		役職名	

勤務先住所	〒				
	電話 ()		FAX ()		
	E-mail				

受講資格等 (①～⑤に○) (①～④の該当する種・ 級・区分にも○) (右記資格者等の写 しを添付)	① 高圧ガス製造保安責任者(冷凍機械)(1種・2種・3種)	② 冷凍空気調和機器施工技能士(1級・2級)
	③ 冷凍空調技士(1種・2種)	④ 冷凍空調工事保安管理者(A・B・C)
	⑤ 知見を有する者(アからオに○)	ア. 高圧ガス保安協会認定の冷凍装置検査員
	イ. 冷凍空調工事保安管理者に係る保安確認講習修了者	ウ. 高圧ガス製造保安責任者(甲種・乙種・丙種化学又は機械)
	エ. 高圧ガス製造保安責任者(冷凍機械1種・2種・3種)試験合格者	オ. 冷凍空調技士(1種・2種)試験合格者

注)関係書類は、裏面に記載してあります。必ず添付して下さい。

※これ以下は事務局処理欄

受講番号

講習会番号

受 付

経歴書	経歴確	資格	資格写	振込控	受講票	身分証
	サ	製				

修了考查	合否

様式2(裏)

この願書には、下記の書類を添付して下さい。

- 1) 受講願書(本紙)
- 2) 業務用冷凍空調機器・設備の保守サービス等の実務経歴書(様式1)
- 3) 受講票(様式4)
- 4) 添付書類1 受講料の振り込みの控え(写)
- 5) 添付書類2 身分を証明するもの

(運転免許証の写し、健康保険証の写し、住民票、パスポートの写しのいずれか1つ)

※氏名・生年月日・現住所が確認できるようにコピーして下さい。

- 6) 添付書類3 各種資格の資格者証、合格証、修了証、登録証等の写し

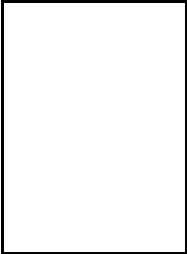
※4)～6)は別のA4用紙に貼付してください。3つの書類を同一用紙に貼付しても可。

※写真は、裏面に氏名を楷書で丁寧に記入のうえ貼付してください。(撮影後6か月以内のもの)

■ 注意事項

- ① 願書等に記入する際は黒ボールペンをご使用下さい。
- ② 記入間違いを訂正する場合は、訂正箇所を二重線等で消して下さい。訂正印は不要です。

(表)

業務用冷凍空調機器		
第一種		
冷媒フロン類取扱技術者証		
	技術者証番号 第 号	
	氏 名 ○ ○ ○ ○	
	(生年月日 年 月 日)	
	この技術者証は、業務用冷凍空調機器冷媒フロン類取扱技術者規程第23条により交付されたものであることを証します。	
	取得年月日 年 月 日	
	交付年月日 年 月 日	
	有効期限 年 月 日	
(一社)日本冷凍空調設備工業連合会		

(裏)

備考	
○第一種冷媒フロン類取扱技術者は、作業中はこの技術者証を常に携帯しなければならない。	
○この技術者証を拾得された方は、お手数ですが、下記までご連絡下さい。	
(一社)日本冷凍空調設備工業連合会 TEL 03-3435-9411	

※様式3は出願時に提出する書類ではありません。合格後に、送付される技術者証の見本になります。

業務用冷凍空調機器
第一種冷媒フロン類取扱技術者講習
受講票

受講者用

受講・受験会場	第 回	会場	※受講番号	
受講開始日	年 月 日			

フリガナ	
氏 名	
生年月日	西暦 年 月 日生

注) 縦3cm×横2.4cmの出願前6か月以内に撮影したカラー写真(上半身・正面・肩から上・無帽・無背景・枠なし)を写真の欄にノリ付けしてください
また、写真の裏面には、氏名を楷書で丁寧に記入願います。

※欄は記入しないで下さい。

当該書面に記載された事項は、第一種冷媒フロン類取扱技術者講習の受講・受験に関わる通知、ホームページへの公表(技術者証番号、氏名、会社名、会社所在地都道府県名、有効期限)、更新関係の通知、その他運営上必要な情報管理等以外には本人の承諾なしでは利用いたしません。

写真貼付欄
(カラー写真)

タテ3×ヨコ2.4cm
1枚貼付
裏面に氏名記入

撮影年月日
年 月

業務用冷凍空調機器
第一種冷媒フロン類取扱技術者講習
受講票

主催者用

受講・受験会場	第 回	会場	※受講番号	
受講開始日	年 月 日			

フリガナ	
氏 名	
生年月日	西暦 年 月 日生
現住所	〒
電話番号	()
勤務先名	
勤務先住所	〒
電話番号	()

注) 縦3cm×横2.4cmの出願前6か月以内に撮影したカラー写真(上半身・正面・肩から上・無帽・無背景・枠なし)を写真の欄にノリ付けしてください
また、写真の裏面には、氏名を楷書で丁寧に記入願います。

当該書面に記載された事項は、第一種冷媒フロン類取扱技術者講習の受講・受験に関わる通知、ホームページへの公表(技術者証番号、氏名、会社名、会社所在地都道府県名、有効期限)、更新関係の通知、その他運営上必要な情報管理等以外には本人の承諾なしでは利用いたしません。

写真貼付欄
(カラー写真)

タテ3×ヨコ2.4cm
1枚貼付
裏面に氏名記入

撮影年月日
年 月

受講票記入要領

- 1) 記入は黒か青字で楷書で丁寧に記入して下さい
- 2) 数字は算用数字を用い、フリガナはカタカナを用いて下さい。
- 3) 受講者は※印のある欄を除き、全部記入して下さい。
- 4) この受講票は、必要事項を記入し、写真を貼付のうえ、受講願書(様式2)と一緒に事務局へ送付して下さい。受講番号を記入してご返送します。
- 5) 受講票は、当日必ずご持参下さい。当日ご提示されない場合は、受講・受験はできません。

業務用冷凍空調機器
第一種冷媒フロン類取扱技術者講習
再 受 講 願 書

一般社団法人 日本冷凍空調設備工業連合会 殿
標記講習を受講したいので、関係書類を添えて下記のとおり申し込みます。

ホームページの技術者名簿への掲載

☐希望する ☐希望しない

上記、☐に必ずチェックを入れてください。

公表内容は技術者証番号、氏名、会社名、会社所在地都道府県名、有効期限です。

写真貼付欄
(カラー写真)

タテ3×ヨコ2.4cm
1枚貼付
裏面に氏名記入

撮影
年 月
月

前回の修了考査試験結果通知書番号		前回講習会の会場、実施日	第 回	会場(受講日 年 月 日)
------------------	--	--------------	-----	---------------

受講希望会場	会場名:第 回	会場	[受講日 年 月 日]
--------	---------	----	-------------

フリガナ		性別	☐ 男 ☐ 女	生年 月 日	西暦 年 月 日
氏名					

現住所	〒				
	電話	()	FAX	()	
	E-mail				

フリガナ			
勤務先名			
部署名		役職名	

勤務先住所	〒				
	電話	()	FAX	()	
	E-mail				

受講資格等 (①～⑤に○) (①～④の該当する種・級・区分にも○) (右記資格者等の写真を添付)	① 高圧ガス製造保安責任者(冷凍機械)(1種・2種・3種)	② 冷凍空気調和機器施工技能士(1級・2級)
	③ 冷凍空調技士(1種・2種)	④ 冷凍空調工事保安管理者(A・B・C)
	⑤ 知見を有する者(アからオに○)	ア. 高圧ガス保安協会認定の冷凍装置検査員
	イ. 冷凍空調工事保安管理者に係る保安確認講習修了者	ウ. 高圧ガス製造保安責任者(甲種・乙種・丙種化学又は機械)
	エ. 高圧ガス製造保安責任者(冷凍機械1種・2種・3種)試験合格者	オ. 冷凍空調技士(1種・2種)試験合格者

注)関係書類は、裏面に記載してあります。必ず添付して下さい。

※これ以下は事務局処理欄

受講番号		講習会番号		受 付				
経歴書	経歴確	資格	資格写	振込控	受講票	身分証	修了考査	合否
	サ	製						

当該書面に記載された事項は、第一種冷媒フロン類取扱技術者講習の受講・受験に関わる通知、ホームページへの公表(技術者証番号、氏名、会社名、会社所在地都道府県名、有効期限)、更新関係の通知、その他運営上必要な情報管理等以外には本人の承諾なしでは利用いたしません。

様式5(裏)

この願書には、下記の書類を添付して下さい。

- 1)再受講願書(本紙)
 - 2)業務用冷凍空調機器・設備の保守サービス等の実務経歴書(様式1)
 - 3)再受講票(様式6)
 - 4)添付書類1 受講料の振り込みの控え(写)
 - 5)添付書類2 身分を証明するもの
(運転免許証の写し、健康保険証の写し、住民票、パスポートの写しのいずれか1つ)
※氏名・生年月日・現住所が確認できるようにコピーして下さい。
 - 6)添付書類3 各種資格の資格者証、合格証、修了証、登録証等の写し
 - 7)添付書類4 修了考査試験結果通知書(様式7)の写し
- ※4)～7)は別のA4用紙に貼付してください。4つの書類を同一用紙に貼付しても可。
※写真は、裏に氏名を記入のうえ貼付してください。(撮影後6か月以内のもの)

業務用冷凍空調機器
第一種冷媒フロン類取扱技術者講習
再 受 講 票

受講・受験会場	第 回	会場	※受講番号	
受講開始日	年 月 日			

フリガナ	
氏 名	
生年月日	西暦 年 月 日生

写真貼付欄
(カラー写真)

タテ3×ヨコ2.4cm
1枚貼付
裏面に氏名記入

注) 縦3cm×横2.4cmの出願前6か月以内に撮影したカラー写真(上半身・正面・肩から上・無帽・無背景・枠なし)を写真の欄にノリ付けしてください
また、写真の裏面には、氏名を必ずご記入願います。

撮影年月日
年 月

※欄は記入しないで下さい。

当該書面に記載された事項は、第一種冷媒フロン類取扱技術者講習の受講・受験に関わる通知、ホームページへの公表(技術者証番号、氏名、会社名、会社所在地都道府県名、有効期限)、更新関係の通知、その他運営上必要な情報管理等以外には本人の承諾なしでは利用いたしません。

主催者用

業務用冷凍空調機器
第一種冷媒フロン類取扱技術者講習
再 受 講 票

受講・受験会場	第 回	会場	※受講番号	
受講開始日	年 月 日			

フリガナ	
氏 名	
生年月日	西暦 年 月 日生
現住所	〒
電話番号	()
勤務先名	
勤務先住所	〒
電話番号	()

写真貼付欄
(カラー写真)

タテ3×ヨコ2.4cm
1枚貼付
裏面に氏名記入

撮影年月日
年 月

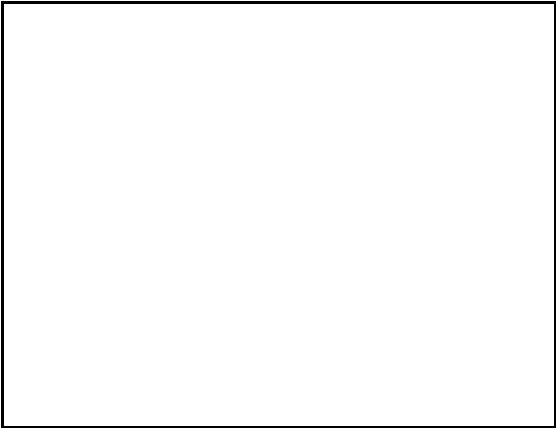
注) 縦3cm×横2.4cmの出願前6か月以内に撮影したカラー写真(上半身・正面・肩から上・無帽・無背景・枠なし)を写真の欄にノリ付けしてください
また、写真の裏面には、氏名を必ずご記入願います。

当該書面に記載された事項は、第一種冷媒フロン類取扱技術者講習の受講・受験に関わる通知、ホームページへの公表(技術者証番号、氏名、会社名、会社所在地都道府県名、有効期限)、更新関係の通知、その他運営上必要な情報管理等以外には本人の承諾なしでは利用いたしません。

再受講票記入要領

- 1) 記入は黒か青字で楷書で丁寧に記入して下さい
- 2) 数字は算用数字を用い、フリガナはカタカナを用いて下さい。
- 3) 再受講者は※印のある欄を除き、全部記入して下さい。
- 4) この再受講票は、必要事項を記入し、写真を貼付のうえ、実務経歴書(様式1)、再受講願書(様式5)、修了考査試験結果通知書(様式7)写しと一緒に事務局へ送付して下さい。受講番号を記入してご返送します。
- 5) 再受講票は、当日必ずご持参下さい。当日ご提示されない場合は、受講・受験はできません。

.....



試験結果通知書番号	
-----------	--

貴殿が受講・受験されました講習試験結果は以下のとおりです。

審査結果	合 格 ・ 不 合 格
------	-------------

氏 名			
受講・受験番号			
受講会場	第 回講習	会 場	

- 1) 修了考査試験合格者には、資格者証を送付します。
- 2) 不合格者は、1年以内に1回のみ、再受験料にて再受講・受験することができます。
- 3) この試験結果通知書は必ず保管しておいて下さい。
- 4) 裏面を必ずお読み下さい。

年 月 日
一般社団法人日本冷凍空調設備工業連合会
TEL 03-3435-9411

様式7(裏)

- 合格者の皆様へ
 - この技術者証は、漏えい点検実施の際は、必ず携帯して下さい。
 - 必要に応じて、施主等に提示して下さい。
 - 技術者証の有効期限は5年間です。技術者証を有効にするには、5年ごとの更新が必要です。
 - 一定の期間内に更新手続き等を行わないと、技術者証は無効となります。更新手続き等については、当会のホームページや別途ご案内いたします。
 - ご自宅のご住所や勤務先等が変更された場合は、必ず当会まで届け出て下さい。届出が無い場合は、更新等の重要なお知らせが届かない場合がありますので、ご注意下さい。
- 不合格者の皆様へ
 - この通知書交付日より1年以内に1回のみ、再受講・再受験することができます。
 - 再受講料は、12,540円です。
 - 再受講の手続きには再受講願書(様式5)等にてお申込みください。
(再受講の手続きは、当会のホームページよりご確認ください。www.jarac.or.jp)

業務用冷凍空調機器
第一種冷媒フロン類取扱技術者証再交付申請書

FAX:03-3435-9413

年 月 日

一般社団法人 日本冷凍空調設備工業連合会 殿

技術者証番号		
有効期限	年 月 日	
氏名		
自宅住所	〒	
	TEL	FAX
勤務先名		
勤務先住所	〒	
	TEL	FAX

業務用冷凍空調機器冷媒フロン類取扱技術者規程運営要領第22条第3項の規定に基づき、下記の理由により、講習修了証の再交付を申請します。

(理由)

再交付申請手数料振込控貼付【5,280円(税込み)】 ※三菱UFJ銀行 六本木支店 普通 0999390 口座名:(社)日本冷凍空調設備工業連合会 口座にご入金いただき、お振り込み控えを貼付の上、ご郵送ください
--

当該書面に記載された事項は、第一種冷媒フロン類取扱技術者のホームページへの公表(技術者証番号、氏名、会社名、会社所在地都道府県名、有効期限)、更新関係の通知、その他運営上必要な情報管理等以外には本人の承諾なしでは利用いたしません。

様式9(表)

業務用冷凍空調機器
第一種冷媒フロン類取扱技術者
登録内容変更申請書

FAX: 03-3435-9413

一般社団法人 日本冷凍空調設備工業連合会 殿

標記技術者の登録内容に変更がありましたので、下記のとおり申請します。

※太枠は必ずご記入ください。

技術者証番号		申請日		年 月 日		
フリガナ		有効期限		年 月 日		
氏名		性別	☐ 男 ☐ 女	生年月日	年 月 日	
				(満 歳)		

変更内容(該当欄に☑)

☐ 1. 自宅住所 ☐ 2. 勤務先名 ☐ 3. 勤務先住所 ☐ 4. 改姓・改名 ☐ 5. その他

フリガナ			
1. 自宅住所	〒		
	電話 ()	FAX ()	
	E-mail		

フリガナ			
2. 勤務先名			
部署名		役職名	

3. 勤務先住所	〒		
	電話 ()	FAX ()	
	E-mail		

4. 改姓・改名 (※「改名」の場合は戸籍抄本を添付願います(コピー可))	フリガナ	
	氏名	

5. その他	
--------	--

注1) 上記該当する項目を記入してください。全ての項目を記入する必要はありません。

注2) 上記1. 2. 3の登録内容の変更については、変更手数料は無料です。ただし、上記4のように、技術者証の再交付を伴う変更の場合は、再交付手数料【5,280円(税込み)】がかかります。

注3) 貼付書類は、裏面に記載しております。

受 付

当該書面に記載された事項は、第一種冷媒フロン類取扱技術者のホームページへの公表(技術者証番号、氏名、会社名、会社所在地都道府県名、有効期限)、更新関係の通知、その他運営上必要な情報管理等以外には本人の承諾なしでは利用いたしません。

様式9(裏)

技術者証の写し貼付場所

振込の控え貼付場所

(ただし、技術者証の再交付を伴う場合のみ貼付して下さい。)

※三菱東京UFJ銀行 六本木支店 普通 0999390
口座名:(社)日本冷凍空調設備工業連合会

口座にご入金いただき、お振り込み控えを貼付の上、ご郵送ください

第一種

業務用冷凍空調機器
第一種冷媒フロン類取扱技術者更新講習
更新申請書

更新

一般社団法人 日本冷凍空調設備工業連合会 殿

標記講習を受講したいので、関係書類を添えて下記のとおり申し込みます。

冷媒フロン類取扱技術者証の有無 ☐有 ☐無

- ・技術者証の有無にチェックを入れる。
- ・技術者証を紛失している場合は、更新講習受講証明書を発行し、送付します。
- ・「更新講習受講証明書」を発行する際の発行手数料(550円)はご負担いただきます。
- ※ 2025年1月1日以降の申請より、発行手数料が1,100円に変更になります。

写真貼付欄
(カラー写真)

タテ3×ヨコ2.4cm
1枚貼付
裏面に氏名記入

撮影
年月
月

申込日: 年 月 日

受講希望会場	会場名:第 回 会場〔受講日 年 月 日〕
--------	-----------------------

技術者証番号	1- - -	有効期限	西暦 年 月 日
--------	--------	------	----------

フリガナ		性別	☐ 男 ☐ 女	生年月日	西暦 年 月 日
氏名					

現住所1 (都道府県名から記入)	〒 -
現住所2 (建物名、部屋番号など)	
電話番号など	電話 () FAX () E-mail

フリガナ	
勤務先名	
部署名	役職名

勤務先住所1 (都道府県名から記入)	〒 -
勤務先住所2 (建物名、部屋番号など)	
勤務先 電話番号など	電話 () FAX () E-mail

保有資格等 [1.~10.に○] (該当する種・級・ 区分・部門にも○)	1.冷媒回収推進・技術センター(RRC)登録冷媒回収技術者	9.知見を有する者(ア～オに○)
	2.フロン回収協議会等が実施する技術講習会合格者	ア 高圧ガス保安協会認定の冷凍装置検査員(旧)
	3.高圧ガス製造保安責任者(冷凍機械) 1種 ・ 2種 ・ 3種	イ 冷凍空調工事保安管理者に係る保安確認講習修了者
	4.冷凍空調機器施工技能士 1級 ・ 2級	ウ 高圧ガス製造保安責任者(甲種・乙種・丙種化学又は機械)
	5.冷凍空調技士 1種 ・ 2種	エ 高圧ガス製造保安責任者(冷凍機械1種・2種・3種)試験合格者
	6.冷凍空調工事保安管理者 A区分 ・ B区分 ・ C区分	オ 冷凍空調技士(1種・2種)試験合格者
	7.技術士 機械部門 ・ 衛生工学部門	10.上記1～9の資格の保有なし(無資格)
	8.自動車電気装置整備士	

ホームページの技術者名簿への掲載

☐希望する ☐希望しない

上記、☐に必ずチェックを入れてください。

公表内容は技術者証番号、氏名、会社名、会社所在地都道府県名、有効期限です。

〔注〕関係書類は、裏面に記載してあります。必ず添付して下さい。

これ以下は事務局処理欄

受講番号

講習会番号

受付

--

様式10(裏)

この願書には、下記の書類を添付して下さい。

- 1)更新申請書(本紙)様式10
- 2)添付書類1 第一種冷媒フロン類取扱技術者証の写し
- 3)添付書類2 更新申請料の振り込みの控え(写)
- 4)添付書類3 身分を証明するもの

(運転免許証、健康保険証、住民票、パスポートの写しのいずれか1つ)

※氏名・生年月日・現住所が確認できるようにコピーして下さい。

・2)～4)は別のA4用紙に貼付してください。3つの書類を同一用紙に貼付しても可。

・写真は、裏面に氏名を楷書で丁寧に記入のうえ貼付してください。(撮影後6か月以内のもの)

・第一種冷媒フロン類取扱技術者証を紛失している場合は、更新講習受講証明書を発行しますので、更新講習受講証明申請書(様式12)を同封してください。

受講証明書が必要な方は、更新申請料(下記参照)と発行する際の発行手数料550円をお振込み下さい。

更新講習受講証明書は原則として講習日の2週間前までに、ご自宅(又は勤務先)に送付いたします。

例:更新申請料16,500円(税込み)+発行する際の発行手数料550円=17,050円

※2025年1月1日以降の申請より、「更新講習受講証明書」を発行する際の発行手数料1,100円に変更します。

更新対象者	郵送による書面申請者
有効期限の1年前から有効期限内に受講する者	16,500円 (税込み)
有効期限の翌日から1年以内に受講する者	19,800円 (税込み)

■ 注意事項

- ①更新申請書等に記入する際は黒ボールペンをご使用下さい。
- ②記入間違いを訂正する場合は、訂正箇所を二重線等で消して下さい。訂正印は不要です。

業務用冷凍空調機器
第一種冷媒フロン類取扱技術者更新講習
受講票

受講者用

第一種

更新

受講会場	第 回	会場	※受講番号	
受講日	年 月 日			
技術者証番号	1— — —	有効期限	西暦 年 月 日	
フリガナ			更新講習修了印	写真貼付欄 (カラー写真) タテ3×ヨコ2.4cm 1枚貼付 裏面に氏名記入 撮影年月日 年 月
氏 名				
生年月日	西暦 年 月 日生			

注) 縦3cm×横2.4cmの出願前6か月以内に撮影したカラー写真(上半身・正面・肩から上・無帽・無背景・枠なし)を写真の欄にノリ付けしてください。また、写真の裏面には、氏名を楷書で丁寧に記入願います。

※更新講習受講の際は、技術者証を持参して下さい。
※更新講習修了後、係員が更新講習修了印を押印します。
※新しい技術者証が届くまで、受講票は必ず保管して下さい。
※遅刻は原則認められません。(やむを得ない理由(本人の責によらない事由)による遅刻は30分まで認めるものとします。)

当該書面に記載された事項は、第一種冷媒フロン類取扱技術者更新講習の受講に関わる通知、ホームページへの公表(技術者証番号、氏名、会社名、会社所在地都道府県名、有効期限)、更新関係の通知、その他運営上必要な情報管理等以外には本人の承諾なしでは利用いたしません。

第一種

業務用冷凍空調機器
第一種冷媒フロン類取扱技術者更新講習
受講票

主催者用

更新

受講会場	第 回	会場	※受講番号	
受講日	年 月 日			
技術者証番号	1— — —	有効期限	西暦 年 月 日	
フリガナ			更新講習修了印	写真貼付欄 (カラー写真) タテ3×ヨコ2.4cm 1枚貼付 裏面に氏名記入 撮影年月日 年 月
氏 名				
生年月日	西暦 年 月 日生			

注) 縦3cm×横2.4cmの出願前6か月以内に撮影したカラー写真(上半身・正面・肩から上・無帽・無背景・枠なし)を写真の欄にノリ付けしてください。また、写真の裏面には、氏名を楷書で丁寧に記入願います。

当該書面に記載された事項は、第一種冷媒フロン類取扱技術者更新講習の受講に関わる通知、ホームページへの公表(技術者証番号、氏名、会社名、会社所在地都道府県名、有効期限)、更新関係の通知、その他運営上必要な情報管理等以外には本人の承諾なしでは利用いたしません。

受講票記入要領等

【WEB申請者・書面申請者】

1) 受講票は、当日必ずご持参下さい。当日ご提示されない場合は、受講はできません。

【書面申請者】→書面申請者の方は2)～5)もご確認ください。

2) 記入は黒か青字で楷書で丁寧に記入して下さい

3) 数字は算用数字を用い、フリガナはカタカナを用いて下さい。

4) 受講者は※印のある欄を除き、全部記入して下さい。

5) この受講票は、必要事項を記入し、写真を貼付のうえ、更新申請書(様式10)と一緒に事務局へ送付して下さい。受講番号を記入してご返送します。

更新講習修了者には、新しい第一種冷媒フロン類取扱技術者証を受講日より3か月以内に送付しますが、新技術者証が届くまでの間に、第一種冷媒フロン類取扱技術者証の有効期限が切れる者又は既に有効期限が切れている者に対して、更新講習受講票に、更新講習修了印が押印されていること及び第一種冷媒フロン類取扱技術者証を保有していることで、第一種冷媒フロン類取扱技術者の資格を担保することとします。ただし、更新講習修了印が押印されていることでの資格の担保は、受講日より3か月とします。

※第一種冷媒フロン類取扱技術者証を紛失している場合は、本受講票において資格を担保することは出来ません。

業務用冷凍空調機器
第一種冷媒フロン類取扱技術者
更新講習受講証明申請書

年 月 日

一般社団法人 日本冷凍空調設備工業連合会 殿

技術者証番号		
有効期限	年 月 日	
氏名		
自宅住所	〒	
	TEL	FAX
勤務先名		
勤務先住所	〒	
	TEL	FAX

業務用冷凍空調機器冷媒フロン類取扱技術者制度規程第一種運営要領第27条第4項の規定に基づき、紛失により、更新講習受講証明書を申請します。

当該書面に記載された事項は、第一種冷媒フロン類取扱技術者更新講習の受講に関わる通知、ホームページへの公表（技術者証番号、氏名、会社名、会社所在地都道府県名、有効期限）、更新関係の通知、その他運営上必要な情報管理等以外には本人の承諾なしでは利用いたしません。